

各位

2019年5月16日

SBI ソーシャルレンディング株式会社

ソーシャルレンディングにおける借手開示対応の開始について

ソーシャルレンディング※1（貸付型クラウドファンディング※2）サービスを提供する SBI ソーシャルレンディング株式会社（本社：東京都港区、代表取締役：織田 貴行、以下「当社」）は、2019年5月17日以降に募集するファンドから、借手の商号等に関する情報の開示対応を、順次開始することといたしましたのでお知らせいたします。

2019年3月18日付「金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）」において、一定の方策を講じる場合には、投資者は貸付けの実行の判断を行っていないものとする、との回答がなされたことにより、借手の匿名化・複数化が不要となるための要件が示されました。

当社は、ソーシャルレンディングが果たす役割とは、自社の関係会社等のための資金調達手段などではなく、世の中に数多ある「お金を借りたいニーズ」と「お金を運用したいニーズ」を「結びつける」ことにあると考えております。そのため、借手が抱える借入ニーズについて、借手自らが資金を必要とする理由等を説明し、これに同意した投資家が資金供給できるプラットフォームを提供するべく、2011年3月の事業開始以前から、借手の開示を前提としたビジネスモデルの検討を進め、関係当局と折衝を行ってまいりましたが、貸金業法の解釈の観点から借手の匿名化・複数化は必須であるとの結論が示されたため、この前提に立って借手の開拓やファンドの組成を行い、事業を展開してまいりました。

今般、一定の要件の下ではあるものの、この方針が転換されたことは、当社があるべき姿であると考えられるソーシャルレンディングの実現に向けて大きな変化であると同時に、借手にとっても大きな変化であり、商号等の情報が開示されることの意義やメリットについて借手に改めて理解を求め、借手を開示したファンドの組成を順次進めてまいりたいと考えております。併せて、「[SBI ソーシャルレンディングの顧客中心主義に基づく業務運営方針](#)」のうち、借手の情報を開示できないことを前提としていた方針4についても改正するとともに、引き続き重要な情報の分かりやすい提供により一層努めてまいります。

当社は、今後とも、SBI グループが 1999 年の創業当初から貫いてきた「顧客中心主義」に基づき、お客さまの利益を第一に考え、「お金を投資したい人」と「お金を借りたい人」、それぞれのお客さまに信頼いただける企業として、誠実・公正に業務を行ってまいります。

※1 ソーシャルレンディング（ソシヤレン※3）とは、「お金を投資したい人（投資家）」と「お金を借りたい人（借手）」を、インターネットを通じて結びつける新しい金融サービスであり、フィンテック分野の中でも急速な拡大を見せている金融仲介の新たな形として注目されています。

- ※2 「クラウドファンディング」とは、インターネットを通じて、不特定多数の組織や個人から資金を募り、資金を調達する仕組みのことです。「購入型」「寄付型」「投資型」「貸付型（融資型）」と複数種類があり、ソーシャルレンディングは「貸付型（融資型）クラウドファンディング」に分類されています。
- ※3 「ソシャレン」とは、ソーシャルレンディングの略称であり、現在当社が商標登録を出願中です。（出願番号：商願 2018-111502）

以上

【当社の概要】

商号 : SBIソーシャルレンディング株式会社
設立 : 2008年1月24日
所在地 : 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー13F
代表者 : 織田 貴行
株主 : SBIグループ（100%）
貸金業登録番号 : 東京都知事（3）第31360号
日本貸金業協会会員 : 第005783号
第二種金融商品取引業 : 関東財務局長（金商）第2663号
金融商品取引業協会 : 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本プレスリリースに関するお問い合わせ先：

SBI ソーシャルレンディング株式会社 営業企画部

電話番号：0120-104-168（03-5549-2637）

URL：<https://www.sbi-socialending.jp/>